

第 4 期健康福祉総合計画 審議・報告事項（令和 7 年度上半期）

重点的取組み		審議・報告事項
横断・共通する施策		
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み		
4 心のバリアフリーの推進		① もの忘れサポート検診事業について
4 重層的支援体制の整備		
2 社会参加支援（就労支援・住居支援）		② 多様な形での就労支援事業について
		③ 子どもの進路選択等支援事業について
5 福祉人材の確保と育成に向けた取組み		
2 福祉人材の確保・育成		④ 福祉のしごと相談面接会（お仕事フェア）開催について

もの忘れサポート検診事業について

1. 事業概要

- (1) もの忘れサポート検診（以下「検診」という。）の実施
- (2) 東京都が作成するパンフレット「知って安心認知症」に掲載の「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）の普及
- (3) 認知症に関する知識の普及啓発
- (4) 検診後の支援

2. 目 的

- (1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 認知症の早期の診断及び対応を促進すること

3. 対 象

市内在住かつ今年度 50 歳以上で検診を希望する者。ただし、検診を実施する日において認知症の診断を受けていない者（検診の受診勧奨については、今年度 65 歳、70 歳となる者へ送付する）。

4. 内 容

- (1) 今年度 65 歳、70 歳となる方に、検診の受診勧奨のため、検診受診票、チェックリストを掲載した冊子、認知機能低下予防の取組みの案内等を送付する。
- (2) 市内の検診実施医療機関にて、「認知機能障害の疑いの有無」をスクリーニングする。
- (3) 「認知機能障害の疑いあり」の場合には、専門医療機関への紹介や、在宅介護・地域包括支援センターによる連絡・訪問等を実施する。
- (4) 「認知機能障害の疑いなし」の場合には、認知機能低下予防の取組みを再度案内する。

5. 実施期間

検診実施期間：令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日

検診実施期間後にも、連絡・訪問等の支援、認知機能低下予防の取組みを実施する。

6. 背 景

令和 6 年 1 月に施行されたいわゆる「認知症基本法」において「新しい認知症観」*が示され、この普及啓発が必要である。また、軽度認知機能障害や初期の認知症の段階で治療をすれば進行を遅らせることが期待できるため、早期に医療機関で検査を受けることが必要である。

※「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできることややりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方」

担当課 高齢者支援課

多様な形での就労支援事業について

1. **事業概要**：市役所内に就労スペースを新設し、一般就労に向けた練習の場として短時間雇用の障害者等が働く場とするとともに、これまで別々の主体が運用してきた生活保護受給者および生活困窮者に対して行なっている就労支援・求人開拓・就労準備支援、市役所内での障害者実習などと連携し、一体的な取り組みとする。
2. **対 象**：障害者、生活保護受給者、生活困窮者ほか、就労に困難を抱える方
3. **目 的**：身体の病気や心の病気等を抱えたり、長年引きこもっていたりする等の就職に課題を持つ方々が、配慮された職場環境での就労に繋がり、継続して働くことができるよう支援体制を整備することで、対象者の経済的自立・社会的自立を目指す。
4. **背 景**：就労を支援する政策は、障害、高齢、子育て、若者などの分野ごとの取り組みのほか、ハローワークを中心とする労働・産業振興施策、生活困窮者支援・生活保護制度等、様々な支援策があるが、就労に向けた困難度・就労までの準備段階ごとに異なる支援施策には狭間が存在する。また、要配慮者向けの受入先の選択肢が少ない。さらに障害者雇用促進法の改正により、令和６年度より障害者の法定雇用率が引き上げられる一方、短い労働時間（週 10～20 時間）で働く障害者も法定雇用率の計算に含めて良いことになり、市にも事業者としての対応が求められている。
5. **実施期間**：令和７年４月１日より
6. **内 容**：就労に困難さを抱える方に対し、その人に合った仕事や就労に向けた準備ができるよう支援し、安定して働ける環境を整えることを目指す。そのために、日常生活の安定を促し就労できる生活習慣やビジネススキルを身に付ける支援（就労準備支援）、就労先とのミスマッチを防ぐアセスメント、仕事体験などを通じて、就労準備から定着まで段階的に支援する。また、非雇用型から雇用型へ段階的に移行できる環境や、本人が望む働き方を選べる中間的就労の仕組みを用意する。これらを対象者ごとの特性やニーズに応じた「オーダーメイド型支援」として行うため、以下の５事業を同一事業者に委託し、効率的で一体的な支援体制を構築する。
 - ①被保護者就労支援事業（令和５年度まで会計年度任用職員。令和６年度は委託）
 - ②被保護者・生活困窮者就労先開拓事業（令和６年度より新規。①と合わせて委託）
 - ③被保護者・生活困窮者就労準備支援事業（令和６年度まで個別に委託）
 - ④市役所で雇用する障害者へのジョブコーチ（新規）
 - ⑤市役所で受け入れる障害者実習のコーディネート（令和６年度までは個別に委託）

担当課 生活福祉課、障害者福祉課、人事課、総務課、産業振興課

子どもの進路選択等支援事業について

1. **事業概要**：子の進学に対する動機付け支援（情報収集及び提供）や、高等・専門教育を受けるための資金計画作成援助及びそれら手続の進行管理などを行う。また、不登校等の問題を抱える子ども（高校生等の市教育委員会の支援が行き届きづらい世代）への支援などを行う。
2. **対 象**：生活保護世帯を含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等子ども子育て支援課の支援対象世帯のうち、学齢期の子どもがいる世帯
3. **目 的**：教育の格差を貧困の原因の一つと捉え、親の世代から子どもの世代に貧困が引き継がれることを防ぐため、教育を受ける機会を均等化し、将来の職業選択の範囲の拡大を図るという観点から、次世代育成支援の強化を行う。
4. **背 景**：生活困窮世帯においては、子どもの進学に向けた意識が希薄であることが多く、必要な情報や支援が届きにくい。高校卒業後の選択肢として、就労だけでなく、大学等への進学もあるという意識を持つことや、その具体的な手段を知ることは、本人の希望を踏まえた進路選択に資することになり、貧困の連鎖を防止する観点から重要である。令和 6 年の法改正により、生活保護受給中の子育て世帯に対し、専門性を有する支援員による訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができるよう、自治体の任意事業として法定化されており、本事業の重要性が明確化された。
5. **実施期間**：令和 7 年 4 月 1 日より
6. **内 容**：支援を効果的、効率的に行うためにノウハウを持つ事業者に専門支援員の派遣を委託し、従来のケースワーク業務を補完する形で実施する。

（支援員の業務内容）

- ・ 面談・訪問による世帯状況の把握
- ・ 助言や動機付けによる生活環境、学習環境の改善支援
- ・ 進路に関する情報収集・情報提供、進学資金の試算・貸付相談同行、学校見学会同行
- ・ 支援困難世帯への対応（関係機関との連絡調整、カンファレンス同席等）

担当課 生活福祉課、子ども子育て支援課

福祉のしごと相談面接会（お仕事フェア）開催について

１．目的

福祉人材の確保が極めて厳しい状況において、東京都福祉人材センターの支援のもと、武蔵野市地域包括ケア人材育成センター、武蔵野市民社会福祉協議会、ハローワーク三鷹等の関係機関が連携し、市内の福祉施設・事業所と求職者の出会いの場を提供することで身近な地域での求人・求職双方のニーズに応えるとともに、地域の実情に応じた参加者等の募集や広報周知を行うことにより、福祉の仕事に対する理解促進と地域の福祉人材の掘り起しを目指す。

２．事業の概要

「武蔵野市内福祉サービス事業所採用力向上プログラム（仮称）」として、以下のイベントを行う。

相談面接会出展事業所対象 事前セミナー

令和７年７月１４日（月）午後１時～４時３０分 武蔵野プレイスフォーラム

市内福祉事業所（高齢・障害）求人 相談面接会

令和７年８月２日（土）午前１１時～午後４時 武蔵野プレイスフォーラム

３．共催・後援等

共催：（公財）武蔵野市福祉公社（武蔵野市地域包括ケア人材育成センター）、（社福）武蔵野市民社会福祉協議会、（社福）東京都社会福祉協議会（東京都福祉人材センター）、武蔵野市

協力：ハローワーク三鷹

４．特徴

- （１） ハローワークとの連携による、複数の事業所が参加する、福祉のしごとに特化したイベントとしては、武蔵野市内初となる。
- （２） 事業所の採用力を向上させるため、事前に出展事業所対象のセミナーを実施する。
- （３） 武蔵野市福祉公社と武蔵野市民社会福祉協議会の連携事業として実施する。

担当課 地域支援課